# 福岡県家畜衛生だより

2019. 9

No.117

発行者　公益社団法人福岡県畜産協会

電話 092-641-8714 FAX 092-642-1276

第１回福岡県肉用種牛共進会　福岡県農業大学校グラウンド（筑紫野市）

目　　次

◎　豚コレラについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
◎　警戒、アフリカ豚コレラが我が国に迫っている！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
◎　海外からの肉製品の違法な持込みへの対応の厳格化について・・・・・・・・・・・・・・・P4
◎　高病原性鳥インフルエンザについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
◎　死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査対象の変更と事務手続について・・・・・・・・・・P6
◎　薬剤耐性対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
◎　第１回福岡県肉用種牛共進会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
◎　第７回九州連合ホルスタイン共進会の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
◎　家畜保健衛生所職員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
◎　産業動物獣医師のニューフェイス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13
◎　令和元年度（公社）福岡県畜産協会衛生指導部の事業計画・・・・・・・・・・・・・・P15

# 豚（とん）コレラについて

福岡県筑後家畜保健衛生所

平成30年9月9日、岐阜市の養豚場において、26年ぶりに家畜の伝染病である「豚コレラ」が発生し、県内の養豚農家に衝撃が走りました。9月17日現在まで43事例の国内発生が確認されており、13万頭を超える豚が殺処分されています。

野生イノシシにも感染が広がっており、依然として発生は終息していません。

【豚コレラとは】

豚コレラウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝播力と高い致死率が特徴です。

感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。

豚コレラが確定すると、家畜伝染病予防法に基づき全頭殺処分となります。さらに発生農場から半径3km以内は「移動制限区域」、10km以内は「搬出制限区域」となるため、範囲内の全ての農場は豚の出荷等で大きな影響をうけます。

【発生状況】

世界における豚コレラは、アジア、ヨーロッパ、中南米の各地域で発生がみられますが、北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成しています。

国内では岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県、さらに埼玉県でも豚コレラの発生が確認されています。

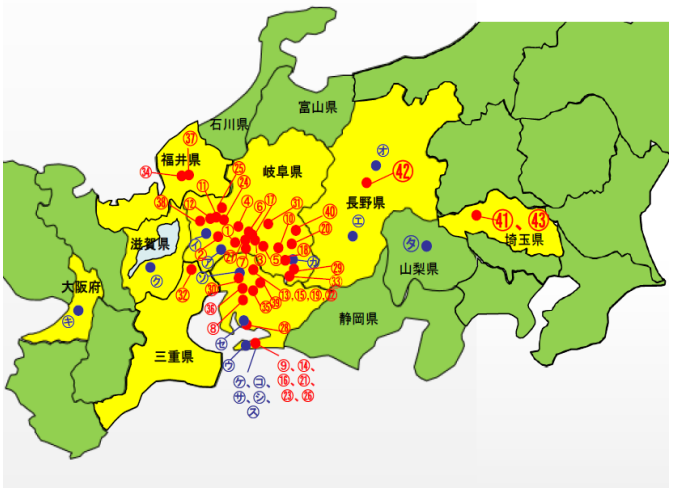


国内の豚コレラ発生地域（9月17日現在）

【国内での感染拡大要因】

国内での感染拡大の主な要因は、調査の結果、豚コレラウイルスに感染した野生イノシシであると言われています。しかし、野生イノシシが生息していない比較的離れた地域での発生も確認されています。すなわち、ウイルスが車両や野生動物の出入りを介して農場内に侵入した可能性、農場内がウイルスで汚染されていた場合、ヒトやネズミ等の野生動物の出入り及び豚の移動を介してウイルスが豚舎内に侵入した可能性が考えられています。また、近隣の発生農場からウイルスが侵入した可能性も強く疑われる事例も確認されています。

【豚コレラの症状】

現在、国内で発生している豚コレラの症状は、発熱、元気消失、食欲不振、うずくまり、便秘に次ぐ下痢、結膜炎と典型的な症状が無く、気が付きにくいのが特徴です。

豚コレラの特定症状は以下の通りですので、本病が疑われる異常豚を認めた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所へ通報していただくようお願いします。

| |
|---|
| 1 耳翼、下腹部、四肢などに紫斑 |
| 2 同一の豚房内において、下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（1週間程度）に増加<br>（1）40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退<br>（2）便秘、下痢<br>（3）結膜炎（目やに）<br>（4）歩行困難、後躯麻痺、けいれん<br>（5）削痩、被毛粗剛、発育不良（ひね豚）<br>（6）流死産等異常産の発生<br>（7）血液凝固不全から起こる皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便 |
| 3 一定期間（1週間程度）に複数の繁殖豚や肥育豚が突然死亡 |

【農林水産省の取り組み】

（1） 豚コレラの早期終息を実現するため、飼養衛生管理基準遵守の厳格な徹底によるバイオセキュリティーの向上

（2） 野生イノシシの捕獲、囲い込み、経口ワクチン散布等の野生イノシシ対策の継続

（3） 野生イノシシにおいて豚コレラ陽性が確認されている地域等で、合意が得られ次第、早期出荷を促進

【予防対策の重要ポイント】

畜産農家の方々におかれましては、以下の予防対策の徹底を心掛けてください。

（1）人・物・車両によるウイルスの持込み防止対策

①衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底

②衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底

③人・物の出入りの記録

④飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

（2）野生動物対策

①飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止

②豚舎周囲の清掃、整理・整頓

③死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

④防護柵の設置

（3）農林水産省から『豚コレラを防ぐ！～養豚農家が守るべき4つのポイント～』、『日々の作業における注意点～飼養衛生管理基準ソフト編～』、「STOP！豚コレラウイルス～車による持ち込みを防ぎましょう～」などの動画がホームページ上に紹介されていますので是非ご覧ください。

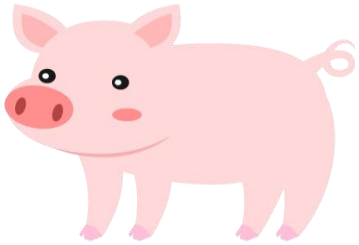

# 警戒、アフリカ豚コレラが我が国に迫っている！

福岡県中央家畜保健衛生所

アジアにおけるアフリカ豚コレラの発生は、前稿の「福岡県家畜衛生だより」第 116 号の発刊の 2019 年３月以降、カンボジア、５月に北朝鮮、香港（中国から輸入豚）、６月にラオス、８月ミャンマー、９月に韓国で発生と、衰えることなく拡大を続け、７月には海を隔てたフィリピンでも発生しています。

昨年 2018 年８月に中国でアジア初の発生以来、アジアでのアフリカ豚コレラは拡大するばかりで、一年以上経っても終息する気配はみられません。

アフリカ豚コレラは、ひとたび感染すると、その伝播力の強さから瞬く間に感染拡大することが、発生国の状況からも察せられ、決定的なワクチンが未だ開発されていない状況での感染防御は、まん延防止のための殺処分と焼埋却しかありません。

現在、幸いにも我が国での発生はありませんが、感染の機会は少なくありません。感染要因で一番危惧されていることは発生国から豚肉製品などを無断で持ち込むことです。また、発生国を訪れた際に靴、衣服や器材にウイルスが付着したまま国内に持ち込んでしまう場合も想定されます。持ち込まれたウイルスが何らかの機会に養豚場に侵入して豚に感染することが考えられますので、畜産関係者のみなさん、くれぐれもご注意願います。

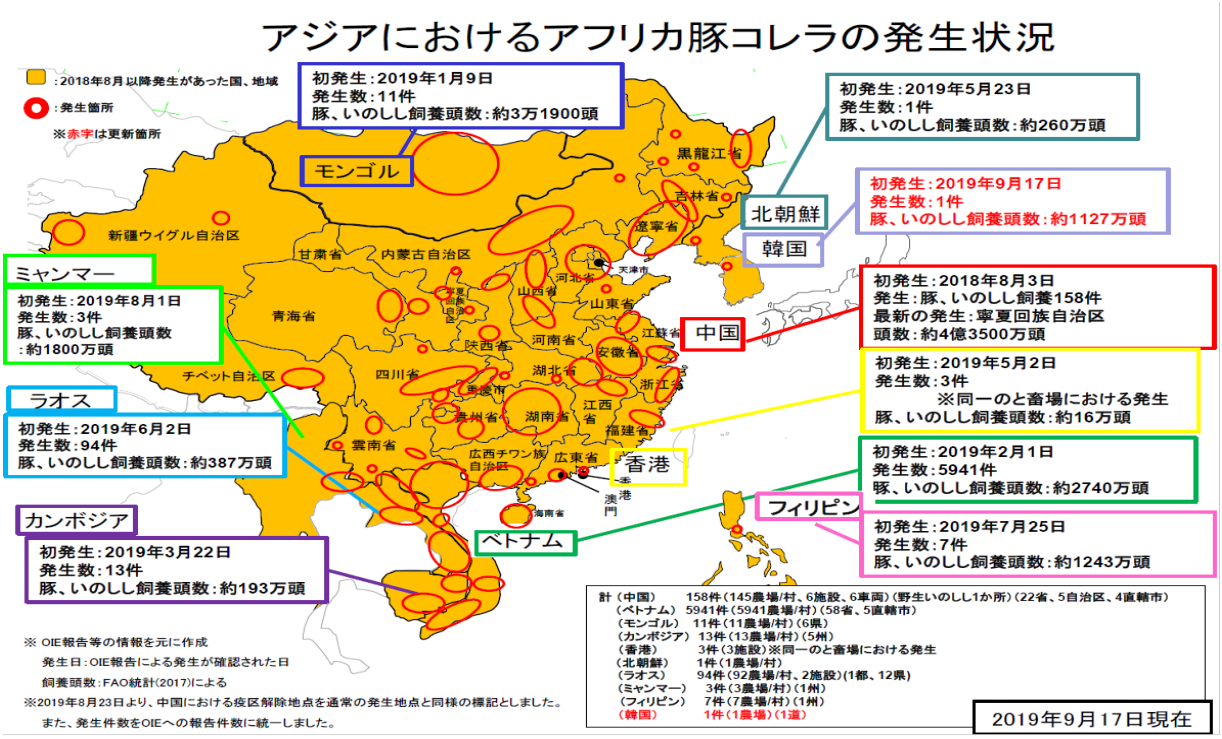


（農林水産省 HP より）

# 海外からの肉製品の違法な持込みへの対応の厳格化について

農林水産省動物検疫所門司支所

昨年８月、中国においてアジア地域で初めてアフリカ豚コレラの発生が確認されて以降、本年に入ってからはモンゴル、ベトナム、カンボジア、香港、北朝鮮、ラオス及びミャンマーでも発生が確認されています。

このような中、日本を訪れる外国人旅行者数が年々増加し、昨年ついに 3,000 万人を超え、そのうち４人に３人が東アジア地域からの訪日客で、それに伴い海外から携帯品として違法に持ち込まれ任意放棄される畜産物は昨年、約 94,000 件となっています。動物検疫所では、本病の国内侵入を防ぐため動物検疫の強化を実施しています。その一環として輸入が認められなかった豚肉や豚肉製品の一部についてアフリカ豚コレラウイルスのモニタリング検査を行っており、これまで本病ウイルスの遺伝子が摘発された豚肉製品から検出されているほか、平成 31 年１月には、中国から持ち込まれた豚肉製品２検体から、ウイルスそのものが分離されました。

持込不可の肉製品

我が国へのアフリカ豚コレラなどの家畜伝染病の病原体の侵入リスクの高まりを踏まえ、空港及び海港での入国者に対する靴底消毒、海外における家畜との接触歴などに関する口頭質問、動植物検疫探知犬による探知活動などの水際検疫を一層強化するとともに、旅行者が日本の検疫制度を認識できるよう、広報活動も積極的に取り組んでいるところです。さらに本年４月 22 日より、海外から携帯品として畜産物の違法持込をした者に対して警告書を交付し、パスポート番号などの情報をデータベース化して全国で情報の共有化をしています。

肉製品の持込禁止及び厳格化ポスター

具体的には警告書交付時に、二度と肉製品を持ち込まない旨を記載した誓約書に署名してもらっています。悪意をもって肉製品の持込を繰り返す等の悪質性が認められる場合には、家畜伝染病予防法違反として警察に相談又は告発することを検討する等違反事例の対応を厳格化することとしました。同法違反の罰則は、３年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金です。

全国の警告書交付件数は厳格化後４か月で 500 件以上となっています。また、当該厳格化を受けて、ベトナム及びフィリピンから違法に肉製品を持ち込んだ者が同法違反で逮捕された事例もあり、後者は、門司支所にて告発を行い逮捕に至った事例です。引き続き税関、警察等の関係機関と密接に連携しながら、水際での家畜伝染病の侵入防止対策に万全を期すこととしています。これを機会に１人でも多くの方に水際検疫について御理解いただければ幸いです。これからも動物検疫に御理解、御協力をよろしくお願いします。

# 高病原性鳥インフルエンザについて

福岡県農林水産部畜産課

○国内での発生状況

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、平成 30 年 1 月に香川県で発生以降、国内での発生はありません。昨シーズン、野鳥においても HPAI は確認されていませんが、低病原性鳥インフルエンザが確認されています。

○海外での発生状況

2018 年以降、南米、アフリカ、オセアニアを除く地域で発生が確認されています。特に東アジアでは、断続的に発生が確認されており、日本への侵入リスクは依然として高止まりしています。

○予防対策について（下図参照）

飼養衛生管理基準の遵守が重要です。特に、①人・物・車両による家きん舎内へのウイルスの持ち込み防止対策、②野生動物（野鳥）の侵入防止対策について、再度確認をお願いします。

○最後に

まもなく渡り鳥のシーズンを迎えます。HPAI 発生地域から多数の渡り鳥が日本に飛来しますので、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いするとともに、農場で飼養している家きんに異常を認めた場合は、速やかに最寄りの家畜保健衛生所に通報をお願いします。

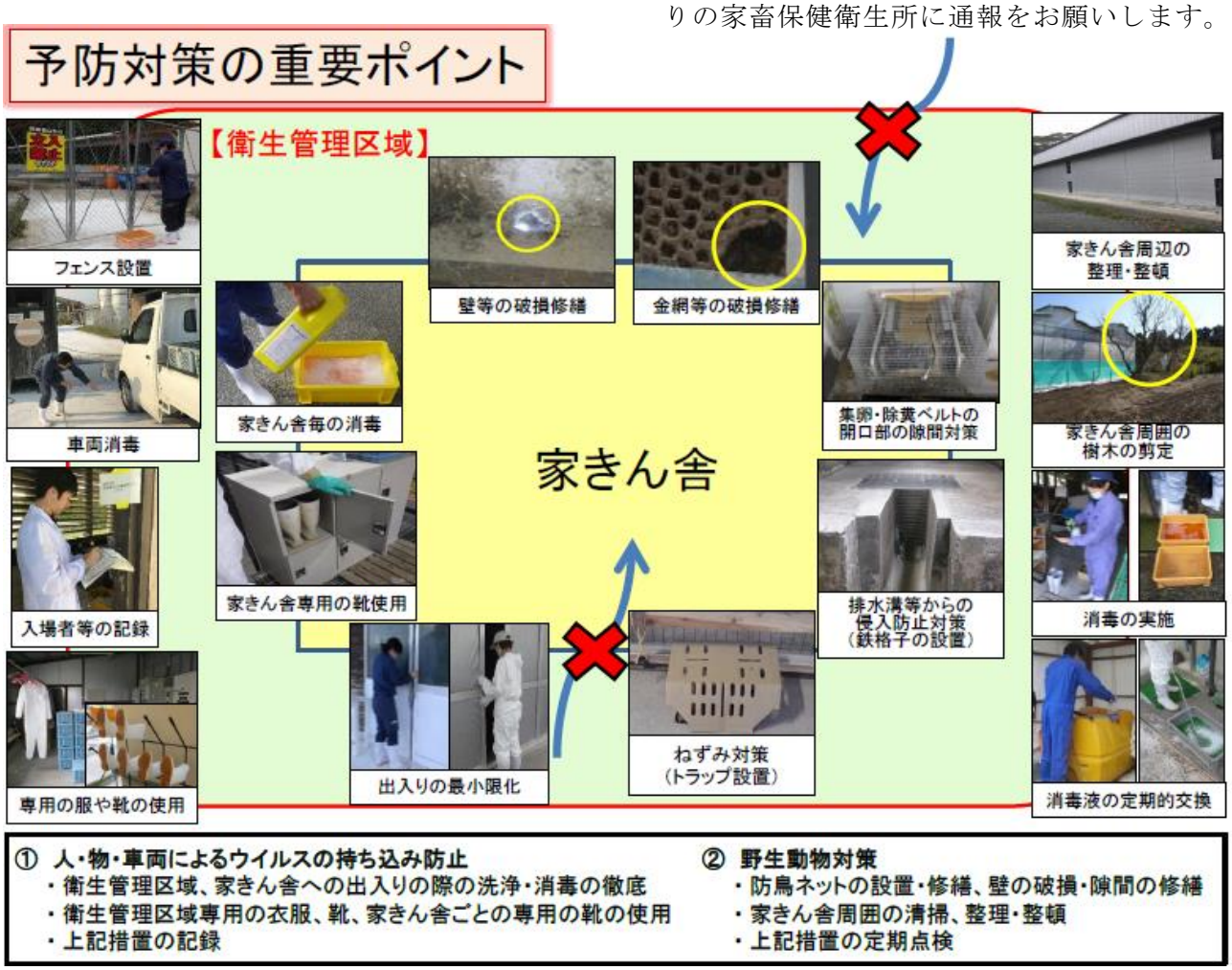

# 死亡牛の牛海綿状脳症（ＢＳＥ）検査対象の変更と事務手続について
## ～再度、ご確認下さい！～

福岡県北部家畜保健衛生所

平成 31 年４月１日から、ＢＳＥに関する特定家畜伝染病防疫指針が一部改正され、死亡牛のＢＳＥ検査対象が変わりました。この変更以降、本県では検査対象であるかの判断や事務手続等について、一部混乱する事案がみられているため、ＢＳＥ検査対象の判断基準、本県の検査体制や事務手続等について、改めて関係者の皆様にお知らせします。

### １　ＢＳＥ検査対象について

図１のように、「一般的な死亡牛」の検査対象月齢が 48 か月齢以上から 96 か月齢以上に引き上げられ、新たに「起立不能牛」というカテゴリーが加わりました。「起立不能牛」は 48 か月齢以上 96 か月齢未満で、生前に、歩行困難、起立不能又は乳熱、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、ダウナー症候群等の神経症状を主徴とする疾病になった死亡牛です。但し、脱臼や骨折等の事故で起立不能となった牛及び原則 48 か月齢未満の「起立不能牛」は検査対象ではありません。家畜伝染病予防法で規定されている監視伝染病（地方病性牛白血病等）と診断された、又は疑いのある死亡牛も検査対象となります。なお、「特定症状牛」はこれまでどおり、全月齢の死亡牛が検査対象となります。ＢＳＥの特定症状や検査対象となる「起立不能牛」の詳細については、図２を参照して下さい。

### ２　本県の死亡牛ＢＳＥ検査体制について

本県では、農場で死亡したすべての牛は、診療獣医師が検案した後、運送業者又は農家本人により北九州市若松区にある北九州エコ

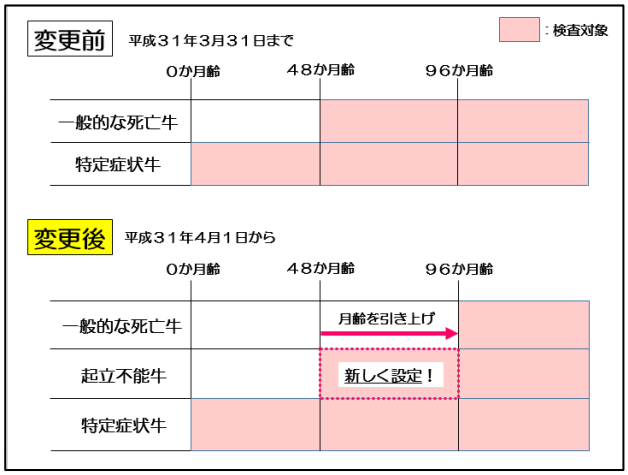


図１　ＢＳＥ検査対象の主な変更点

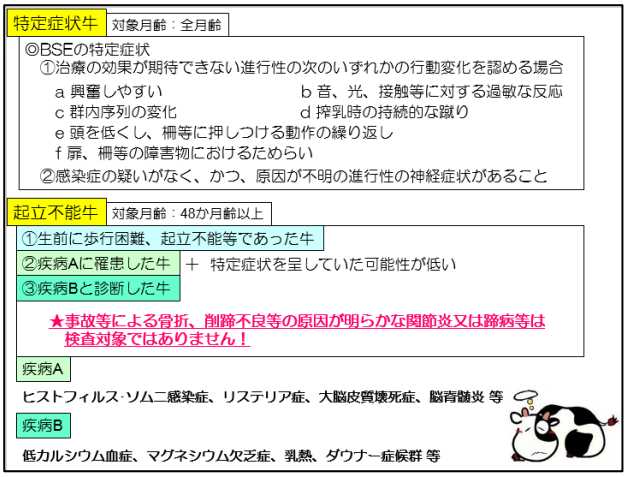


図２　「起立不能牛」の判断基準等

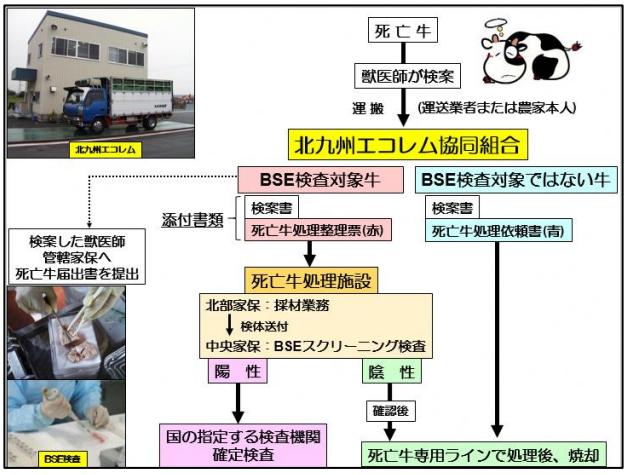


図３　本県のＢＳＥ検査体制

レム協同組合へ運搬されます。ＢＳＥ検査対象牛は、北部家畜保健衛生所（以下、北部家保）が検体を採材後、中央家畜保健衛生所へ送付され、スクリーニング検査を実施します。当該牛は検査結果が判明するまで死亡牛処理施設に保管されます。陰性の場合は死亡牛専用ラインで処理されますが、陽性の場合は国の指定する検査機関において確定検査が実施され、確定されると死亡牛は中央家保で焼却されます（図３）。

**３　ＢＳＥ検査対象であるかの判断と決定**

48 か月齢以上の死亡牛がＢＳＥ検査対象であるかについては、診療獣医師が死亡牛を検案する際に判断され、最終的には採材業務に出向いた北部家保が決定します。

**４　ＢＳＥ検査に係る事務手続について**

図４にＢＳＥ検査に係る事務手続について整理し、対象牛と検査対象ではない牛を区別して示しています。

まず、北九州エコレム協同組合への提出書類について説明します。診療獣医師による検案書は検査対象の有無に関らず、必ず提出して下さい。受付書類として、ＢＳＥ検査対象牛の場合は死亡牛処理整理票（赤）を、対象でない場合は死亡牛処理依頼書（青）を提出して下さい。検案した診療獣医師は、当該牛が検査対象であると判断された理由を死亡牛処理整理票（赤）及び検案書に明記して下さい。また、ＢＳＥ検査対象牛については、検案した診療獣医師が、死亡した場所を管轄する家畜保健衛生所へ、死亡牛届出書を提出する必要があります。その際にも、死亡牛届出書に検査理由が判るように明記して下さい。

**５　検査対象牛に係る経費の助成について**

ＢＳＥ検査対象牛に係る運搬費及び処理費については、「死亡牛緊急検査処理円滑化推進対策事業（事業主体：（公社）福岡県畜産協会）」により助成されます。死亡牛処理整理票（赤）は、その申請書類となります。この事業は、国の補助事業のため、検査対象であるか適切な判断をお願いします。

今後とも、引き続き死亡牛ＢＳＥ検査について、ご理解とご協力をお願いします。

| | 検案書 | 受付書類 | 死亡牛届出書 |
|---|---|---|---|
| BSE検査対象牛 | ○ | 死亡牛処理整理票(赤) | ○ |
| 検査対象ではない牛 | ○ | 死亡牛処理依頼書(青) | × |
| 提出先 | 北九州エコレム協同組合 | | 家畜保健衛生所<br>(死亡場所を管轄する) |

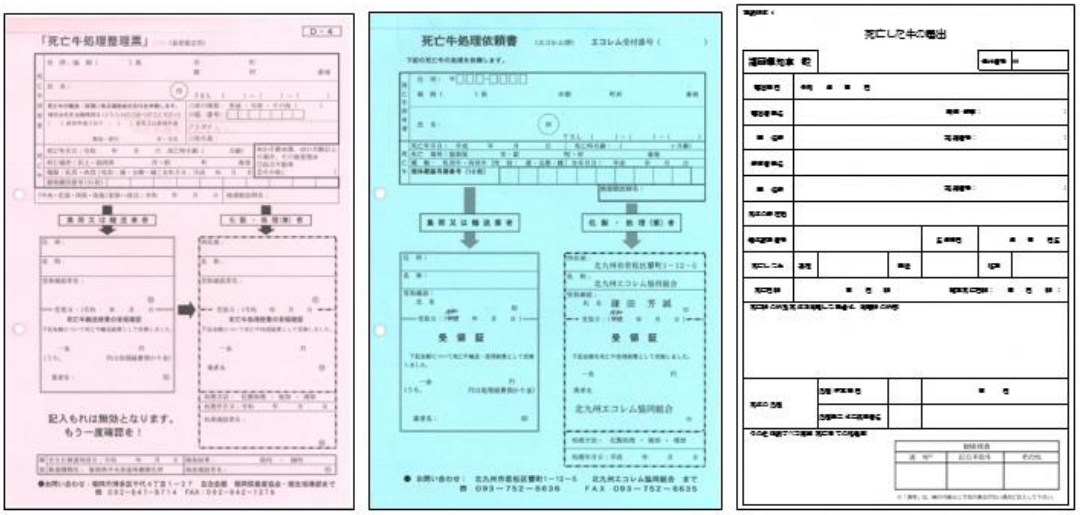


図４　ＢＳＥ検査に係る事務手続

# 薬剤耐性対策

～飼料添加物「リン酸タイロシン」と「テトラサイクリン系物質」の指定取消し～

福岡県両筑家畜保健衛生所

【薬剤耐性問題と畜産の関わり】

畜産分野における抗菌剤は、動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率向上のため、飼料に混ぜて与える飼料添加物として使用されています。家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

この問題は国際的に重要な課題となっており、日本も「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定し、薬剤耐性対策の取組を進めているところです。

【飼料添加物のリスク管理】

抗菌性飼料添加物は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」に基づいて指定され、成分ごとに家畜の種類、添加する時期や濃度が定められています。

農林水産省は、薬剤耐性対策を進めるため、食品安全委員会のリスク評価において人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤について、飼料添加物としての指定の取り消しを随時行っています。

【飼料添加物「リン酸タイロシン」と「テトラサイクリン系物質」の指定取消し】

令和元年５月１日に、リン酸タイロシンが飼料添加物としての使用を禁止されました。

また、令和元年 12 月 27 日以降に、テトラサイクリン系物質（アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン）が、飼料添加物としての使用が禁止される予定です。

使用禁止後、当該抗菌剤が添加された飼料を給与すると飼料安全法違反となるため、12 月 26 日までに、計画的な購入及び適正使用により確実に在庫を使い切るようにして下さい。

【薬剤耐性対策のポイント】

下記の４つのポイントに取り組んで、抗菌剤の「慎重使用」を徹底してください。

（「慎重使用」とは、「適正使用」に加えてさらに薬剤耐性菌の発現に注意して使用する意味を含んでいます。ちなみに、「適正使用」とは、法的規制や用法・用量を順守し、使用上の注意に従って使用することです。）

① 感染症を予防する
飼養衛生管理基準を順守し、その水準を向上（畜舎内の洗浄・消毒の徹底、十分な飼養スペースの確保、適切な栄養管理等）させ、感染症を予防しましょう。

② 家畜の状態を的確に把握する
毎日、家畜の健康観察を行い、家畜の状態を的確に把握しましょう。

③ 獣医師に正確な情報を伝える
獣医師が正しく診断できるよう、発病後の経過や措置の状況、過去の感染症の発生状況等の情報を正しく伝えましょう。

④ 抗菌剤を正しく使用する
抗菌剤は、獣医師の指示に基づき、用法・用量、使用禁止期間等を守って正しく使用しましょう。

# 第１回福岡県肉用種牛共進会の開催

公益社団法人 福岡県畜産協会衛生指導部

平成 29 年 9 月 7 日から 11 日にかけて、第 11 回全国和牛能力共進会が宮城県で開催され、本県から初めて第 9 区に 2 頭を出品し、うち 1 頭が 1 等賞と大健闘しました。これを機に令和 4 年 10 月に鹿児島県で開催される第 12 回全国和牛能力共進会に向けて、県を挙げて取組むことになり、その一環として、令和元年９月 14 日（土）、福岡県農業大学校グラウンドにおいて、本県の酪農・肉用牛近代化計画で定められた目標達成のための育種改良と、安定した和牛繁殖経営の実現を目的に福岡県肉用牛振興協議会の主催により第１回福岡県肉用種牛共進会が開催されました。

若雌１区に 12 頭、若雌２区に 11 頭の計 23 頭が集合するため、疾病の発生予防が重要となります。

出品牛は同共進会の家畜衛生実施要領に基づいてヨーネ病、結核病、ブルセラ病の事前検査で陰性であり、また予防接種は原則として炭疽、イバラキ病、牛流行熱、牛異常産が共進会開催日以前６か月から３週間以内に接種されています。さらに会場では車両消毒、会場の消毒、入場者への手指消毒等の家畜衛生対策ほか、牛の健康管理のため、診療獣医師が常駐しました。

審査は公益社団法人全国和牛登録協会の工藤審査員長をはじめとする審査団による審査が行われ

○ 若雌１区

名誉賞１席「ももえ」株式会社髙手牧場

名誉賞２席「ゆき 561」福岡県立八女農業高等学校

最優秀賞「ひかり」株式会社木村牧場

最優秀賞「ただゆり」株式会社木村牧場

最優秀賞「きくこ」大石昌史

○ 若雌２区

名誉賞１席「「ゆりひさ」吉田裕康

名誉賞２席「さゆり」株式会社木村牧場

最優秀賞「はるみ」諸岡恵治

最優秀賞「わかば」宮﨑静子

最優秀賞「しげこ２」株式会社堀内牧場

が選ばれました。（敬称略）

共進会当日は、好天に恵まれ残暑が残る中での開催となりましたが、出品牛や関係者に事故がなく終えることが出来ました。

また、来年度も共進会を開催予定です。皆様のご協力をお願いします。

**「めざせ！　鹿児島全共」**

＊ １区、２区の名誉賞２席は裏表紙で紹介しています。

# 第７回九州連合ホルスタイン共進会の開催について

ふくおか県酪農業協同組合

来年 11 月に宮崎で開催される「第 15 回全日本ホルスタイン共進会」の前哨戦としての第７回九州連合ホルスタイン共進会が宮崎県都城市都城地域家畜市場にて、九州・沖縄地区酪農団体協議会の主催で、九州・沖縄ブロックプレ大会として令和元年 11 月２日（土）に開催されます。未経産５部門、経産７部門の計 12 部門（150 頭出品予定）の乳牛が九州・沖縄各県より一堂に集まり、福岡県からも２２頭の出品を予定しております。

この共進会では、乳用牛の改良水準を見極め今後の改良上の参考とするとともに、第 15 回全日本ホルスタイン共進会に向けて基盤体制を整えることを目的としております。

九州・沖縄の多数の乳牛が一堂に集まる為家畜伝染性疾病の発生予防措置も当然重要な課題となってきます。この為、今回の共進会では以下のような衛生対策が実施されます。

１）伝染病検査

結核、ブルセラ、ヨーネ病　いずれも基準日（共進会会場搬入日の 11 月１日）より１年以内（ヨーネ病については３か月以内）に陰性の確認をしていること。

２）予防接種

炭疽、牛流行熱、イバラキ病、牛異常産（３種または４種混合ワクチン）、牛呼吸器病（５種または６種混合ワクチン）の予防注射を基準日以前３週間前から６か月以内の間において実施していること。

但し流行熱、牛異常産については前年に接種していない牛については期間内に４週間間間隔で、２回接種すること。

３）臨床検査

出発する 72 時間以内に家畜防疫員の臨床検査を受け、健康であるとこが確認されていること。

この九州連合ホルスタイン共進会については５年に一度開催される全日本ホルスタイン共進会の前年に実施されていますが、今回は衛生対策でも全国大会にあわせての基準となり、５年前熊本での第６回大会で必要と指定された予防注射のイバラキ病、牛伝染性鼻気管炎、炭疽の３種類からかなり強化された内容となりました。

５年に一度の機会ですので乳牛改良の成果を、是非宮崎でご覧ください。

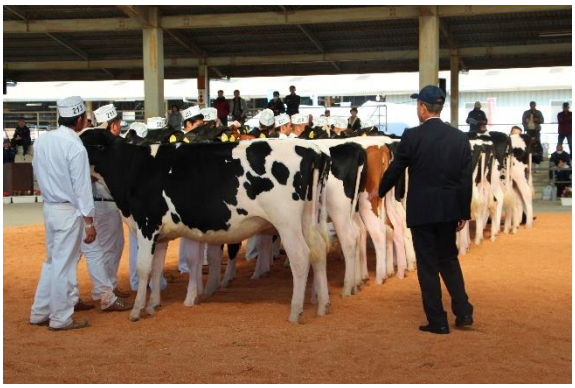

写真は前回、熊本県家畜市場で開催された「第６回九州連合全日本ホルスタイン共進会」の審査風景です。

ホルスタイン共進会
マスコットキャラクター
**南風ミル**

# 家畜保健衛生所職員紹介

## 中央家畜保健衛生所

### 所長

中村弘

### 副所長

龍王浩昭

### 管理衛生課

主任技師 袈裟丸昇太　　課長 小森敏宏

技術主査 甲斐田美菜　主任技師 浅原友里子　事務主査 井上亜希世

### 防疫課

技術主査 増岡和晃　　課長 笠正二郎

技術主査 平木康陽　　技術主査 田口博子　　技師 岸紗英

### 病性鑑定課

技師 因泥優樹　技術主査 黨征志郎　参事(課長) 内布幸典　主任技師 伊藤広記

主任技師 近藤浩之　主任技師 濱田恭平　技術主査 野見山亨

## 北部家畜保健衛生所

### 所長

八尋計

### 管理衛生課

副長 後藤敬一　技術主査 大山慶　課長 野田美冶

事務主査 湯屋智美　技術主査 柴田規光　技術主査 大津尚子

### 防疫課

技術主査 上尾浩　　課長 長野正弘

技術主査 北﨑宏平　技師 中野紗央里　主任技師 佐藤俊介

### 検査課

課長 安増邦理　　技術主査 横山敦史

技術主査 川島幸子　　技術主査 白川ひとみ

## 両筑家畜保健衛生所

### 所長

藤井英之

### 管理衛生課

技術主査　永野英樹　　技術主査　松尾浩子

運転士　中村道夫　　課長　嶋田公洋　　事務主査　金沢唯子

### 防疫課

技師　畠中大地　　主任技師　古瀬美緒子　主任技師　勝馬智子

課長　福島瑞代　　技術主査　山本訓敬

### 検査課

課長　緒方雅彦

技術主査　夏秋須美子　　技術主査　寺迫美知子

## 筑後家畜保健衛生所

### 所長

中村和久

### 管理衛生課

技術主査　日名子健司　　課長　金子和典

事務主査　山下豊敏　　技術主査　廣松理希

### 防疫課

課長　尾川寅太　　主任技師　佐伯厚記　　技術主査　江﨑健二郎

### 検査課

課長　黒田成孝

技師　服部美紀　　技術主査　横山博子

# ～　産業動物獣医師のニューフェイス　～

① 出身地　② 出身大学　③ 現在の職場　④ 趣味等　⑤ 仕事内容　⑥ 一言

## 岸（きし） 紗英（さえ）先生

① 東京都　　② 麻布大学
③ 福岡県中央家畜保健衛生所
④ 趣味は映画観賞と旅行です。体を鍛えたいので筋トレを趣味にしたいのです。
⑤ 防疫課で鶏を担当しています。
⑥ 前職は埼玉県で産業動物臨床と小動物臨床をしていました。福岡県は食べ物が美味しく自然溢れる環境にすっかり虜になりました。様々な分野に興味を持ち、仕事を楽しみながら知識と経験を広げていきたいです。よろしくお願いします。

## 畠中（はたなか） 大地（だいち）先生

① 福岡県　　②鹿児島大学
③ 福岡県両筑家畜保健衛生所
④ 好きな動物は烏骨鶏、嫌いな病気はCSF（豚コレラ）です。
⑤ CSFから県民を守る等
⑥ 実家にて趣味で鶏を11万羽ほど飼っています。鶏と共に生まれ、鶏と共に育ちました。鶏の目を見るだけで鶏が何を考えているのか分かります。今後、福岡県の畜産業に貢献していきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

## 服部（はっとり） 美紀（みき）先生

① 福岡県　　②鹿児島大学
③ 福岡県筑後家畜保健衛生所
④ 趣味は生き物とふれあうこととツーリングです。実家が虫屋さんということもあり、昔ながらの庁舎でしばしば出没する昆虫たちとも仲良く過ごせています。
⑤ 検査課に所属し、主に血液・生化学検査、血清学的検査、寄生虫検査を担当しています。
⑥ 地元である福岡の畜産に関わることができうれしく思います。日々勉強して一日でも早くお力になれるようがんばりますのでご指導よろしくお願いいたします。

## 伊地知（いぢち） 駿（たかし）先生

① 鹿児島県　　②鹿児島大学
③ 福岡県農林業総合試験場
④ 趣味は釣りです。磯釣りが好きですが、最近は船釣りに誘っていただき、平戸や博多湾に行っています。
⑤ 畜産部中小家畜チームで鶏の管理と研究を行っています。
⑥ 福岡のことも鶏のことも、まだまだ勉強不足ですが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

## 石綿（いしわた） 祐輔（ゆうすけ）先生

① 北海道　　②酪農大学
③ NOSAI 福岡　広域家畜診療所
④ 筋トレ
⑤ 主に牛の診療業務に携わっています。
⑥ 繁殖が苦手なので頑張りたい。　よろしくお願いします。

## 柴田（しばた） 可奈（かな）先生

① 福岡県　　② 宮崎大学
③ NOSAI 福岡 筑豊家畜診療所
④ 映画、読書、旅行でスポーツの趣味を探し中です。
⑤ 筑豊地区、宗像などの乳牛、和牛の診療を行っています。今は先生に同行して診療を周り、牛に囲まれながら、診療所の先生や農家さんに温かく教えて頂いています。
⑥ 地元である福岡県の牛を元気にしていきたいです。まだまだ半人前なので、これからたくさん先輩方から学ぼうと思います。

# 令和元年度(公社)福岡県畜産協会衛生指導部の事業計画

公益社団法人 福岡県畜産協会衛生指導部

(公社)福岡県畜産協会には、総務部、経営指導部、衛生指導部の3部があります。

今年度、衛生指導部の取り組む事業計画について、以下のとおりお知らせします。

## 1　福岡県消費・安全対策交付金交付事業

① 家畜伝染病等の予防接種を円滑に実施するため、毎年1月、自衛防疫推進班(市町村・JA・診療施設:47カ所)に翌年度の予防接種計画を調査依頼するとともに、指定獣医師（38 名）と連携を図り、自衛防疫活動を推進します。

② 生産者の自衛防疫意識の向上と啓発を図るため、『福岡県家畜衛生だより』を毎年2回（9月と3月）発行します。

③ 啓発資料として、部外者の農場入場に対し「立入禁止」のパネル B3 版)）を作成し、各生産者に配布(1枚/戸)します。

## 2　家畜伝染性疾病発生予防事業

① 畜産協会の独自事業として、牛関係8品目、豚関係13品目、鶏関係2品目のワクチンを取り扱います。

## 3　家畜生産農場衛生対策事業

① アカバネ病関連ワクチンの経費について、国の補助(128円/頭)を適用し、予防接種10,000頭計画。

② 牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）対策として、持続感染牛（PI牛）の自主的とう汰(家畜評価額の 2/3 以内)及び牛呼吸器病混合ワクチン接種(220円/頭以内)を推進します。

③ ヨーネ病対策として、患畜摘発農場における清浄化のため同居牛等を自主とう汰を支援します。(家畜評価額の2/3の以内)

## 4　安全安心な畜産物の生産支援対策事業

① ワクチン接種の経費について、県の助成：牛呼吸器病混合ワクチン157円/頭及び炭疽ワクチン42円/頭を適用。

② 指定獣医師の往診活動を助成します。(往診料1,280円/日、一定条件下)

## 5　馬飼養衛生管理特別対策事業

① 9月に馬関係者による馬飼養衛生管理体制整備委員会を開催します。

② 10月～11月に県内の馬飼養施設に対し、獣医療実態調査を実施します。

③ 12月、福岡市で日本中央競馬会等から講師を招いて、馬の講習会を開催します。

## 6　馬伝染性疾病防疫推進対策事業

① 馬インフルエンザワクチン接種等の推進を図るため、馬関係者による検討会を年2回開催予定(9月、1月)です。

② 競走馬以外の乗用馬等を対象に馬インフルエンザワクチンを年2回接種した場合、接種経費（1,860円/頭以内、200頭予定）及び馬鼻肺炎ワクチンを年2回接種した場合、接種経費（12,000円以内、3頭予定）を助成します。

## 7　家畜防疫・衛生指導対策事業

Ⅰ　地域自衛防疫推進事業

初動防疫が有効に機能する体制整備に向け、県主催の防疫演習を支援します。

① 10月2日、筑後市で県域の座学と実地演習型豚コレラ疫防疫演習が開催予定です。

② 10月に筑紫野市、久留米市、嘉麻市で「高病原性鳥インフルエンザ」、「口蹄疫」等の防疫演習が開催予定です。

Ⅱ　地域農場 HACCP 認証支援事業

農場 HACCP 認証支援体制の構築・普及等を図るためするため、

① 県、獣医師等農場 HACCP 関係者による普及推進協議会を9月11日、福岡市で開催しました。

② 農場 HACCP の構築に取り組む農家(7 戸)と認証取得農家（1 戸）に対し、毎月 1 回開催される農場 HACCP 推進会議で専門家による助言・指導を実施します。

８　家畜防疫互助基金支援事業

海外悪性伝染病の発生に備えて生産者と国が積み立てる互助基金事業ついて、周知を図り、加入を促進します。

① 対象期間は、平成 30 年度～32 年度の 3 年間です。

② 対象疾病は、牛では口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚では口蹄疫、牛疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラです。

③ 平成 30 年度から新たに事業が開始され、契約事務を行っています。

未加入の方は今からでも加入できますので、お問い合わせください。

９　死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業

死亡牛の円滑・適正な BSE 検査と処理を推進するため、県内で死亡した牛の所有者に対し、下記のとおり牛の輸送費と処理経費を助成します。

① 輸送経費補助：3,000 円／頭（上限）
化製処理経費補助：7,500 円／頭（上限）

② 対象牛：96 か月齢以上の死亡牛、生前起立不能牛であった 48 か月齢以上等

③ 計画頭数：515 頭

１０　衛生体制強化基金事業

(公社)福岡県獣医師会と福岡県農業共済組合連合会 3 者の共催で、産業動物獣医師講習会を開催します。

① 開催日：令和元年１２月 13 日

② 場　所：福岡県獣医畜産会館

③ 演　題:「肥育牛のビタミン A コントロール」
「宮崎県の養豚場におけるバイオセキュリティについて」

１１　畜産 GAP 拡大推進加速化事業

日本版畜産 GAP 取得経営対数の増加、国産畜産物に対する評価の向上等、日本版畜産 GAP の取得、推進に取り組むことにより、日本版畜産 GAP の普及推進に係る取組を支援し畜産 GAP の拡大を推進しています。

① 日本版畜産 GAP 指導推進支援事業

地域の農場指導に取り組む指導員を育成する目的で、佐賀県、熊本県で開催された JGAP 指導員基礎研修会に、本県から 10 名が参加しました。さらに福岡市内で内部監査員研修を 1 月に開催する予定です。

１２　アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業

養豚農場の敷地周辺にワイヤーメッシュ柵等の防護柵を整備し、野生イノシシ等が農場に侵入することを防止するため、防護柵等の設置に係る施工費用の 1/2 以内を補助します。

① 侵入防止柵　補助上限額 5,000 円/m

② 可動柵　補助上限額 20,000 円/m

（税別）

○ 第１回福岡県肉用種牛共進会

若雌１区　名誉賞２席「ゆき 561」
福岡県立八女農業高等学校

若雌２区　名誉賞２席「わかば」
株式会社木村牧場

## 衛生情報・ご相談は最寄りの家畜保健衛生所へ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 福岡県農林水産部畜産課 | 福岡市博多区東公園 7-7 | TEL092-651-1111（内線 3990） | FAX092-643-3517 |
| 中央家畜保健衛生所 | 福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5 | TEL092-633-2920 | FAX092-633-2851 |
| 北部家畜保健衛生所 | 嘉麻市大字漆生 587-8 | TEL0948-42-0214 | FAX0948-42-1376 |
| 両筑家畜保健衛生所 | 久留米市合川町 1642 番地の 1 | TEL0942-30-1037～9 | FAX0942-35-9198 |
| 筑後家畜保健衛生所 | 筑後市大字和泉 606-1 | TEL0942-53-2405 | FAX0942-53-2723 |